

投票用紙等の請求書の記入・送付について

特例郵便等投票をする方は、次の方法により投票用紙及び投票用封筒を江田島市選挙管理委員会に請求してください。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

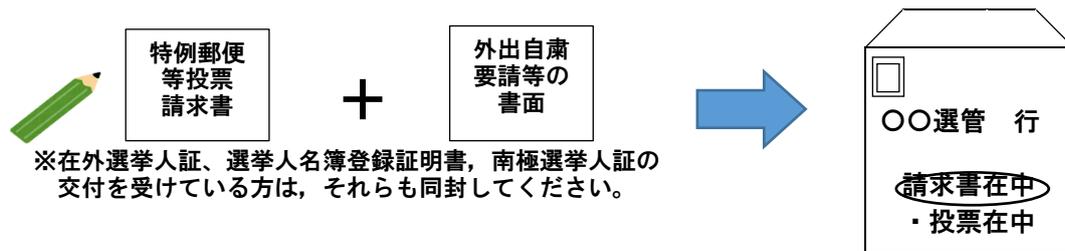
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



A お送りしました請求書の裏面の記載例を参考に、必要事項を記載してください。

B 必要事項を記載した請求書と保健所等から交付された就業制限通知書等を同封した返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。

※ 就業制限通知書などの外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示することができない場合は、請求書の「3 提示（同封）する文書」の(1)③所定の欄にチェックを入れ、(a)理由の該当欄をチェックし、外出自粛要請を行った保健所などの名称を(b)欄に記入し、請求書を提出してください。

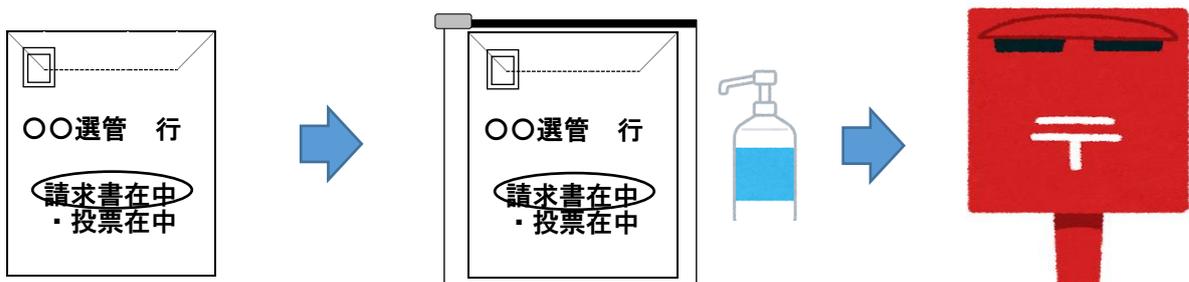


C 請求書等を封入した封筒を、同封したファスナー付きの透明ケースに封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭き取るなどにより、消毒してください。そのうえで、宿泊療養施設での療養者については施設管理者に、自宅療養者については同居人・知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。
（令和4年7月6日午後5時必着）

また、請求書を郵送する際は、同封した返信用封筒により郵送をお願いします（料金は、選挙管理委員会が負担しますので、封筒に切手を貼らないでください。）。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。宿泊施設の管理者に封筒を渡すときはその指示に従ってください。また、同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください。）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。